工事請負契約における
設計・契約変更ガイドライン
（都市整備部（住宅建築局を除く）版）

令和７年１月

大阪府都市整備部

目　　次

１．本ガイドラインの策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

２．ガイドライン策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

３．建設工事の請負契約の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

４．設計変更の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

５．発注者及び受注者の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２

６．設計変更が不可能なケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２

７．設計変更が可能なケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３

８．工期又は請負代金額の変更対象となる主な事項・・・・・・・・・・・Ｐ．３

９．条件明示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

10. 仮設、施工方法等の設計変更について・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４

11. 設計変更対象となる事項の具体的な事例・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．５

12. 設計変更の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．６

13. 契約変更の手続きついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７

14. 設計変更～契約変更の流れ ≪契約書第 18 条による例≫・・・・・・Ｐ．８

★関係様式

【様式】　変更協議書

【様式】　委任状

【様式】　工事月報

１．本ガイドラインの策定にあたって

土木工事では気候、地質、地形、地下水、周辺住民や交通に与える影響により受ける制約等の自然的・社会的条件の影響を著しく受けるとともに、工事目的物は場所や使用目的毎に用途･機能･構造などを勘案し個別に設計し建設される。

工事の施工は、現場ごとに異なる複雑かつ多様な施工条件に対し、事前の調査・計画に基づく一定の条件下で作成された設計図書により、発注者と受注者が締結する契約のもと履行される。

しかしながら、現実の建設工事の施工にあたっては、当初の計画どおり工事が進行しないこともあり、設計変更等が余儀なくされることが少なくなく、建設業法では、あらかじめそのような場合における処理方法について、契約書において定めることを規定している。【建設業法第 19 条第５項】

建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)においては、設計変更に関わる手続き等について規定されているが、それらの各条項における適用指針等を示すことにより、設計変更における受注者及び発注者の認識の共有化と変更手続の透明性の向上を図り、適切な設計変更及び契約変更の手続き等(以下「変更手続き等」という。)の遂行をもって、一層の公共工事の品質確保に寄与すべく本ガイドラインを策定するものである。

２．ガイドライン策定の目的

大阪府請負契約変更事務処理要綱(以下「要綱」という。)に基づき、府が発注する建設工事の請負契約に関し、変更手続き等について、必要な事項を定める。また、変更手続き等の明確化、効率化及び円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく**ことが**必要である。

３．建設工事の請負契約の原則（建設業法第 18 条、契約書）

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

４．設計変更の考え方

発注者及び受注者は、設計図書に従い、工事の請負契約を履行しなければならない（契約書第１条第１項）とされているが、設計図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない等の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い必要となる工期又は請負代金額を変更するものである。

５．発注者及び受注者の留意事項

（１）発注者は、・・・・・＜設計図書の変更【契約書第１８条第１項～第５項】＞

- ➢ 契約書第 18 条第１項に該当する事実において確認を請求されたとき又は自らが発見したときは、直ちに調査を行い、発注者は調査の結果を受注者に「通知」しなければならない。 【18 条１項、２項、３項】
- ➢ 調査の結果、第 18 条第１項の事実が確認された場合においては、必要な設計図書の訂正又は変更を行う。 【18 条４項】
- ➢ 訂正又は変更が行われた事項について、必要な工期又は請負代金額の変更を行う。 【18 条５項】

（２）受注者は、・・・・・＜照査、事実の通知及び確認請求【契約書第 18 条第１項】＞

- ➢ 施工前及び施工中において、受注者は契約書第 18 条第１項の⑴から⑸に関わる設計図書の照査を行う。 【共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等】
- ➢ 工事の施工にあたり、契約書第 18 条第１項の⑴から⑸に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に「通知」し、その確認を「請求」しなければならない。 **【契約書第 18 条第１項】**

> ※ 契約書に定める「請求」、「通知」、「報告」、「申出」、「承諾」及び「解除」は、書面により行わなければならない。 【契約書第１条第５項】

（３）工期及び請負代金額の変更方法 **【契約書第 23 条及び第 24 条】**

工期及び請負代金額の変更については、発注者と受注者が「協議」の上、定める。

（４）工事月報の記載事項について

受注者は発注者と変更協議書による打合せ及び設計変更に関する打合せ等を行った場合は、工事月報（様式－20）の記事に「変更協議」等を記載すること。

（５）協議書の引継ぎについて

受注者は現場代理人を交代した場合は、交代前に交わした協議事項をすべて引き継ぐこと。

６．設計変更が不可能なケース

次のような場合においては、原則として設計変更できない。

- ●契約書及び土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合
- ●変更協議書による「指示」や「協議」がない場合（口頭のみの「指示」や「協議」）
- ●設計図書に明示のない事項について、発注者との「協議」を行わず、受注者が独自の判断で施工した場合
- ●発注者と受注者との「協議」が整っていない時点で施工した場合
- ●「承諾」事項として施工した場合

ただし、契約書第 26 条（臨機の措置）に該当する場合を除く。

７．設計変更が可能なケース

契約期間中にみだりに設計変更が生じないよう措置しなければならないが、やむを得ない事情により設計変更する必要があると判断した場合は、工期又は請負代金額を変更することができる。**ただし、当該請負契約の目的を変更しない範囲内に限る。（設計変更にあたっては、その必要性・妥当性を慎重に判断するものとする。）**

８．工期又は請負代金額の変更対象となる主な事項

・・・各契約条項の適用にあたっては、それぞれ規定されている条件等について、十分に精査すること

変更等の内容	契約条項
① 図面、仕様書、金額を記載しない設計書、補足説明書及び質問回答書など相互に一致しない設計図書の訂正（優先順位が定められている場合を除く。）	第 18 条第１項の⑴
② 誤謬（ごびゅう）又は脱漏がある設計図書の訂正	第 18 条第１項の⑵
③ 表示が明確でない設計図書の訂正	第 18 条第１項の⑶
④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないことによる設計図書の変更	第 18 条第１項の⑷
⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期するこのできない特別な状態が生じたことによる設計図書の変更	第 18 条第１項の⑸
⑥ 発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更	第 19 条
⑦ 受注者からの請負代金額を低減する提案に係る設計図書の変更（適用除外条項の場合を除く。）	第 19 条の２
⑧ 受注者の責めに帰すことができない事由による工事の一時中止	第 20 条
⑨ 発注者が請求する特別の理由による工期の短縮	第 22 条
⑩ 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更 ※	第 25 条第５項、６項

＊設計図書…図面、仕様書、金額を記載しない設計書（発注者が配付した場合に限る。）、補足説明書及び質問回答書

※本契約条項に基づく手続きの運用については、下記を参照

♦契約書第 25 条第５項⇒「建設工事請負契約における単品スライド条項の運用について」

♦契約書第 25 条第６項⇒「建設工事請負契約書第 25 条第６項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」

その他、契約書において、発注者が工期又は請負代金額を変更するか、受注者に対して必要な経費の負担に係る規定がある条項　≪参考≫

- ➢ 第８条　特許権等の使用
- ➢ 第 15 条　支給材料および貸与品
- ➢ 第 17 条　設計図書不適合の改善義務及び破壊検査等

- ➢ 第 26 条　臨機の措置
- ➢ 第 27 条　一時的損害
- ➢ 第 29 条　不可抗力による損害
- ➢ 第 30 条　請負代金額の変更に代える設計図書の変更
- ➢ 第 33 条　部分使用
- ➢ 第 43 条　前払金等の不払いに対する工事中止

※　各条項の運用にあたっては、それぞれに規定されている条件等について十分に精査すること。

９．条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、発注にあたっては、設計図書の中で明示の徹底を図るとともに、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

１０．仮設、施工方法等の設計変更について

（１）基本事項　　【契約書第１条第３項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

- ➢ 施工方法等は特別の定めがある場合は「指定」、その他は「任意」である。
- ➢ 「任意」については、その施工方法等を自らの責任において受注者が選択する。

（２）注意事項

- ➢ 「任意」については、その施工方法等に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ➢ ただし、設計図書に明示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。
- ➢ 「指定」と「任意」の部分を明確にする必要がある。

（３）「指定」の事例

- ➢ 特許工法や特殊工法を採用する場合
- ➢ 関係機関等との協議により、施工条件等が制約される場合
- ➢ 環境対策等、施工方法等の選択にあたり特段の配慮が必要な場合

（４）「任意」における不適切な対応事例

➢ 「○○工法で積算しているので、ほかの工法での施工は不可」との対応

➢ 「標準歩掛りではバックホウなので、クラムシェルでの掘削は不可」との対応

１１．設計変更対象となる事項の具体的な事例

（１）設計図書が相互に一致しない。（優先順位が定められている場合を除く。）
【契約書第 18 条第１項の⑴】

◇　設計図書の図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合

◇　設計図書の平面図と詳細図の寸法、規格等の記載が一致しない場合

（２）設計図書に誤謬（ごびゅう）又は脱漏がある。　【契約書第 18 条第１項の⑵】

◇　条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合

◇　条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合

◇　条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導員に関する一切の条件明示がない場合

（３）設計図書の表示が明確でない。　【契約書第 18 条第１項の⑶】

◇　土質柱状図は明示されているが、地下水位は不明確な場合

◇　水換工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

（４）設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない。　【契約書第 18 条第１項の⑷】

◇　設計図書に明示された土質が、現場条件と一致しない場合

◇　設計図書に明示された地下水位が、現場条件と一致しない場合

◇　設計図書に明示された交通誘導員の人数等が、交通管理者との協議結果と一致しない場合

（５）設計図書で明示されていない施工条件について、予測することのできない特別な状態が生じた。　【契約書第 18 条第１項の⑸】

◇　施工中に想定外の地中障害物や埋蔵文化財を発見し、処置が必要となった場合

◇　工事区域内で想定外の軟弱地盤層が存在し、地盤改良が必要となった場合

（６）発注者が必要であると認める場合の設計図書の変更　　【契約書第 19 条】

◇　現場周辺の住民との協議により、変更が妥当であると認める場合

◇　関連工事との調整の結果、変更が妥当であると認める場合

◇　関係官公署の行政指導等により、変更する必要があると認める場合

（７）受注者からの請負代金額の低減にかかる提案に基づく設計図書の変更（適用除外条項の場合を除く）　　【契約書第 19 条の２】

◇　受注者からＶＥ提案がなされ、その妥当性が認められる場合

（８）受注者の責によらない事由による工事の一時中止　　【契約書第 20 条】

◇　設計図書に定められた工事着工時期に、受注者の責によらない理由により施工できない場合

◇　警察や河川･道路･鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合

◇　受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合

◇　予見できない事態が発生した場合（地中障害物の発見等）

（９）特別の理由により発注者が請求する工期の短縮　　【契約書第 22 条】

◇　発注者が行政運営の必要性から工事費の増嵩等をも考慮して、工期の短縮等を行う必要性があると判断した場合（いわゆる突貫費用等の負担）

１２．設計変更の手続きについて

＜設計変更に係る協議＞

設計変更を行う場合は､担当者は予算を確認するとともに､変更協議書（別紙様式１）に必要事項を記載して受注者と協議を行う。

受注者との協議は、契約書第９条に規定する監督職員が行うものとする。

変更協議書は２部作成し、当事者記名の上、発注者及び受注者がそれぞれ１部保有する。

＜設計変更の対象外＞

設計変更によって請負代金額の変更額が**当初の請負代金額の 20%※1を超える増額**となる場合は、新たに契約を締結しなければならない。ただし、既契約建設工事と分離して施工することが困難と認められる場合を除く。

＜変更協議書の決裁＞

協議に係る変更協議書の内容は、その都度速やかに変更協議書の決裁区分に応じ必要な決裁を得なければならない。

なお、変更協議書の「当初からの増額率」が 20%※1を超えた時点及びそれ以降に　行う協議（「当初からの増額率」が減額によって 20%※1を下回った場合を除く。）については、『既契約建設工事と分離して（即ち別契約案件として）施工することが困難であることを説明する理由』を変更協議書に記載するとともに、決裁区分に関わらず契約変更手続き時の決裁者まで決裁を得なければならない。

※１　労務単価の特例措置、契約書第 25 条等に基づく発注者及び受注者の責めに帰すべき事由によらない場合の増額は増額率から除く

＜軽微な設計変更の取扱い＞

変更協議書の「累計変更予定額」が要綱第２条第２項で定める範囲※2までを軽微な設計変更（変更協議書により建設工事を施工することができる。）として取扱うものとし、変更契約締結後においても同様とする。

※２　請負代金額の変更額が当初の請負代金額の２０%に相当する額（２０%に相当する額が５，０００万円を超える場合は、５，０００万円）以内

１３．契約変更の手続きについて

＜契約変更手続きにおける添付資料＞

契約変更手続きを行う場合は、変更協議書、設計図書、変更金額の内訳を確認できる資料その他変更内容を確認できる資料を添付しなければならない。

＜契約変更手続きの時期＞

軽微な設計変更に係る請負代金額の増減及び工期変更の契約変更手続きは、次に示す時期のうち最も早い時期までに行わなければならない。

（１）要綱第２条第２項で定める範囲※2を超えるとき
（２）軽微な設計変更に該当する部分の出来高検査を受けるとき
（３）工期末
（４）債務負担工事で各会計年度の末
（５）工期の変更を行うとき
（６）受注者から契約変更の申し出があったとき

※２　請負代金額の変更額が当初の請負代金額の２０%に相当する額（２０%に相当する額が５，０００万円を超える場合は、５，０００万円）以内

１４．設計変更～契約変更の流れ　≪契約書第 18 条による例≫

① 図面、仕様書、金額を記載しない設計書（発注者が配布した場合に限る。）、補足説明書及び質問回答書が相互に一致しないこと
② 設計図書に誤謬（ごびゅう）又は脱漏があること
③ 設計図書の表示が明確でないこと
④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと

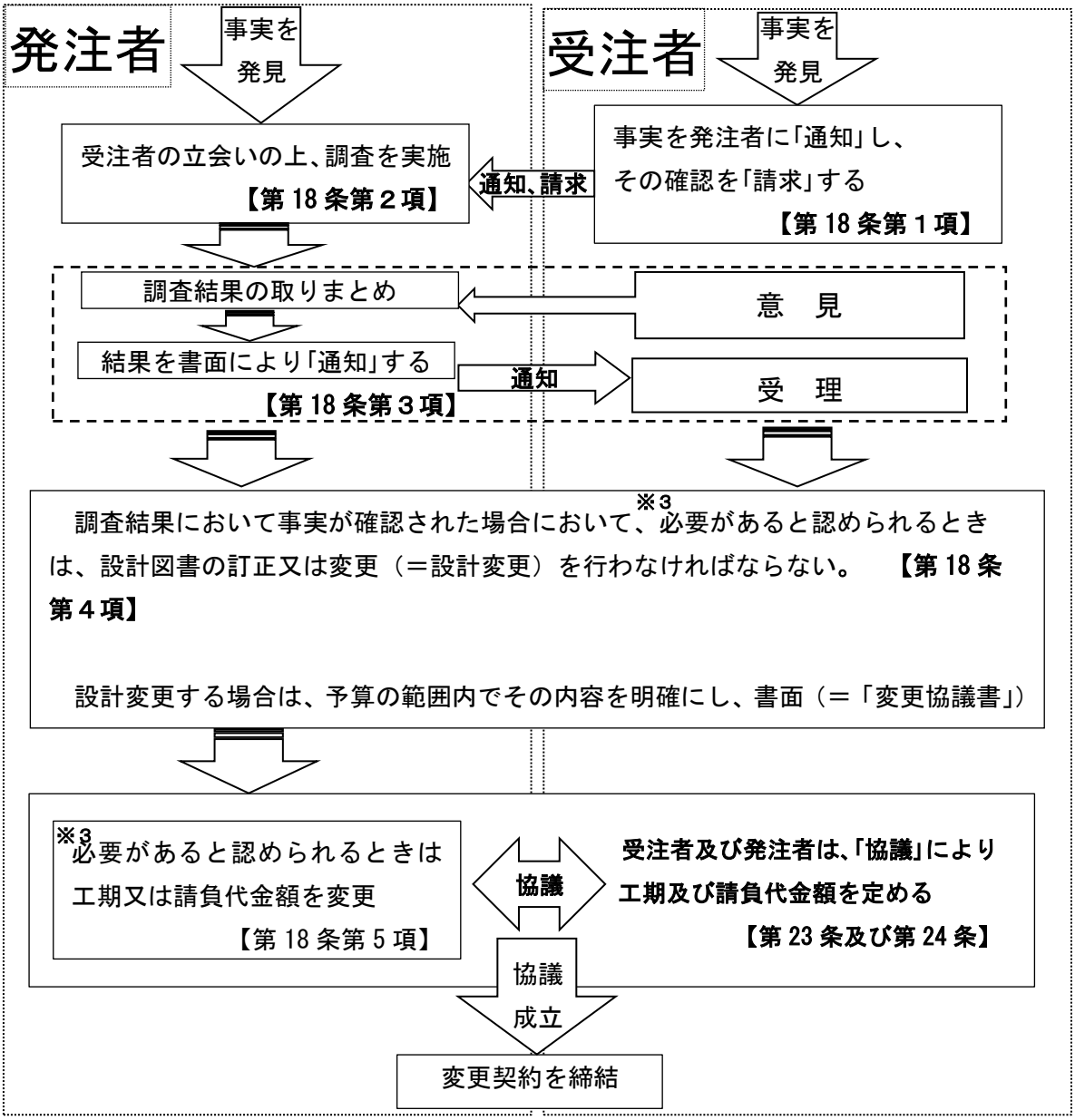

※３　:「必要があると認められるとき」とは客観的な判断に基づくものであり、発注者又は受注者が認める時を意味するものではない。

軽微な設計変更については、「変更協議書」を取り交わし工事を進めることができる。

様式－８－１　　（別紙様式１）

変　更　協　議　書（　第　　回　）

		文書番号 施行年月日	
発 議 者	□発注者　　□受注者	発議年月日	
発議事項	□指示　□協議　□その他（　　）		
工事名称	（契約番号　　－　　－　　）		
受 注 者			
工　　期	現 契約工期　　～ 今回変更予定工期　　～		
打合せ内容 ※１			

変更項目 ※２	Ａ　当初請負代金額	0円	ａ　前回変更予定額	0円
	Ｂ　当初金額の20% Ｂ＝Ａ×0.2or5千万 ※３	0円	ｂ　今回変更予定額	0円
	Ｃ　現在の 請負代金額　※４	0円	ｃ　累計変更予定額 ｃ＝ａ＋ｂ	0円
	Ｄ 変更予定請負代金額 Ｄ＝Ｃ＋ｃ＋…　※５	0円	Ｅ うちスライド額など 甲乙の責によらない額 ※６	0円
	Ａ　×　１．２　＝	0円	⇐　Ｄ－ＥがＡ×1.2を超える場合は、別契約施工が困難であることを説明する理由を明記	
	Ｄ－Ｅ　＝	0円		
	□予算残額確認済み（D額 が確保されているか）		対当初請負代金額比 Ｄ／Ａ＝	#DIV/0!
	変更 条件	・a～c及びDに記載のある金額は概算であり、この金額がそのまま請負金額とはならない場合がある。 ・請負金額の精算及び確定は、別途行う契約変更手続によるものとする。 ・請負金額の変更にかかる債権債務関係は、別途行う変更契約締結により発生する。		

施 工 時 期		□変更協議書を取り交わした後、施工可　　□変更契約を締結するまで施工不可
処理・回答	発注	□指示　□協議　□承諾　□その他（　　）します 総括監督員※９（主任監督員※７）氏名　　□□□　□□□
	受注	□指示　□協議　□承諾　□その他（　　）します 受注者（現場代理人※８、※９）　　氏名　　□□□　□□□

１　この変更協議書は２部作成し、当事者記名の上、発注者及び受注者がそれぞれ１部保有すること。
２　変更内容について、積算資料及び図面等の資料を添付すること。
３　契約変更手続きの際、本書写しを添付すること。
４　当初金額の２０％を超えた時点及びそれ以降（減額によって２０％を下回った場合を除く。）については、「別契約案件として施工することが困難であることを説明する理由」を変更協議書に必ず記載すること。

※１　各項目ごとに、変更金額、変更内容、変更仕様、変更数量等をそれぞれ具体的に記載すること。
※２　ａ～ｃで金額が減額となる場合は、数字の初めに「△」を記載する。
※３　当初請負代金額の２０％又は５，０００万円のいずれか低い額を記載すること。
　　ｃ＞Ｂとなる場合、本協議にかかる工事に着工する前に、変更契約手続を行うこと。
※４　既に契約変更済みの金額を記載する。まだ契約変更が無い場合は、Ａと同額となる。
※５　スライド措置による金額など設計変更協議の対象としていない金額等も含めて、増嵩金額の洩れがない様に当該案件の変更後の予定請負代金額を記入すること。
※６　労務単価の特例措置、契約書25条に基づく措置(スライド)等、発注者及び受注者の責めに帰すべき事由によらない金額
※７　累計変更予定額が250万未満の場合は、主任監督員が記名する。
※８　「変更協議書を取り交わした後、施工可」とする場合、受注者が委任状（様式-8-2）により、現場代理人に権限を委任しているときは、現場代理人が記名することで工事を施工することができる。
　　なお、権限を委任されていない現場代理人と協議を行った場合又は現場代理人への委任の範囲を超えて協議を行った場合、当該協議は無効となる。
※９　「変更契約を締結するまで施工不可」とする場合、発注者欄は総括監督員、受注者欄は受注者又は現場代理人が記名する。

（別紙様式２）

様式－８－２

令和　年　月　日

様

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和　年　月　日、大阪府と　　との間で締結した下記工事請負契約の請負代金額の※変更予定額の累計が当初請負契約代金額の２０％に相当する額（２０％に相当する額が５,000万円を超える場合は５,000万円）以内の設計変更に係る権限を下記の者に委任します。

※　変更予定額の累計とは変更協議書の累計変更予定額（ｃ）である。

件　　名	

現場代理人 氏　　名	

様式－24

工　事　月　報
（　工　事　履　行　報　告　）

課長

工事名:

受注者:

工期　令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

平成　年　月		上半期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
		下半期	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		曜日																
気象状況		天候																
		その他																
工程	工種	種別	日作業状況															

総括監督員	主任監督員	記事
監督員	副監督員	
現場代理人		

※ 変更協議書による打合せ及び設計変更に関する打合せ等を行った場合は、記事に「変更協議」等を記載する。

記載例
変更協議　○○○○工

※記事に設計変更に関する協議の記載がある場合は、課長欄に署名又は押印すること。

工事履行報告	予定工程	実施工程	備考
	%	%	

※下半期分提出時に記入すること。